第 12 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

< 目 次 >

	(ページ)
〔事業報告〕	
・保険持株会社の現況に関する事項	 1
企業集団の主要な事務所の状況	 1
企業集団の使用人の状況	 1
企業集団の主要な借入先の状況	 2
・新株予約権等に関する事項	 3
・業務の適正を確保するための体制	 7
・特定完全子会社に関する事項	 13
〔連結計算書類〕	
・連結株主資本等変動計算書	 14
・連結注記表	 15
〔計算書類〕	
・株主資本等変動計算書	 32
・個別注記表	 33

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ms-ad-hd.com)に掲載することにより、株主の皆さまに提供させていただきます。

保険持株会社の現況に関する事項

企業集団の主要な事務所の状況

会 社 名	事務所名	所 在 地	設置年月日
(保険持株会社)			
MS&ADインシュアランスグループ	本社	 東京都中央区新川二丁目27番 2 号	2014年10月1日
ホールディングス株式会社	, ,	3103 ta 1 2 (Emilion - 3 East East East East East East East East	
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	本社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2013年10月1日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2001年4月1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本社	東京都文京区後楽一丁目5番3号	2006年1月4日
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	本社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2014年10月1日
三井住友海上プライマリー生命保険	本社	 東京都中央区八重洲一丁目3番7号	2008年5月1日
株式会社	. ,—		

企業集団の使用人の状況

部門名	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
	名	名	名
(保険持株会社)			
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	399	409	10
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	14,577	14,371	△206
あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社	13,657	13,775	118
三井ダイレクト損害保険株式会社	545	552	7
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,604	2,588	△16
三井住友海上プライマリー生命保険 株式会社	400	396	△4
(海外事業)			
海外保険子会社	8,958	9,215	257
その他	327	276	△51

⁽注) 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。

企業集団の主要な借入先の状況

部門名	借入先	借入金残高
(国内損害保険事業)		百万円
三井住友海上火災保険株式会社	シンジケートローン	198,381

⁽注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするものであります。

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

		新株予約権等を
	新株予約権等の内容の概要	有する者の数
取締役	2016 年度第1回株式報酬型新株予約権	
(社外役員を除く。)	新株予約権の割当日	4名
	2016年7月29日	
	新株予約権の総数	
	4,219 個(新株予約権1個につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
	当社普通株式 4,219 株	
	新株予約権の行使期間	
	2016 年 7 月 30 日から 2046 年 7 月 29 日まで	
	権利行使価額(1株あたり)	
	1円	
	権利行使についての条件	
	((注)2.)	
	2017年度第1回株式報酬型新株予約権	
	新株予約権の割当日	5名
	2017年8月1日	
	新株予約権の総数	
	3,390 個(新株予約権1個につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
	当社普通株式 3,390 株	
	新株予約権の行使期間	
	2017 年 8 月 2 日から 2047 年 8 月 1 日まで	
	権利行使価額(1株あたり)	
	1円	
	権利行使についての条件	
	((注)2.)	

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を
	利体が推守の内合の似女	有する者の数
取締役	2018 年度第 1 回株式報酬型新株予約権	
(社外役員を除く。)	新株予約権の割当日	5名
	2018年8月1日	
	新株予約権の総数	
	3,078 個(新株予約権1個につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
	当社普通株式 3,078 株	
	新株予約権の行使期間	
	2018年8月2日から2048年8月1日まで	
	権利行使価額(1株あたり)	
	1円	
	権利行使についての条件	
	((注)2.)	
	2019 年度第 1 回株式報酬型新株予約権	
	新株予約権の割当日	7名
	2019年8月1日	
	新株予約権の総数	
	9,711 個(新株予約権1個につき1株)	
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
	当社普通株式 9,711 株	
	新株予約権の行使期間	
	2019 年 8 月 2 日から 2049 年 8 月 1 日まで	
	権利行使価額(1株あたり)	
	1円	
	権利行使についての条件	
	((注)2.)	
社外取締役	—	_
監査役	_	_

- (注) 1. 本表は割り当てを受けた者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、 付与された新株予約権になります。
 - 2. 当社及び当社子会社である国内 5 保険会社((注)3.)の取締役、執行役員、及び監査役(常勤)のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、当社及び当社子会社である国内 5 保険会社の取締役、執行役員、及び監査役(常勤)のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。
 - 3. 三井住友海上火災保険株式会社、あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

4. 事業年度の末日において当社取締役(社外取締役を除く。)は、当社取締役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有しておりますが、この他、新株予約権発行時点において当社の執行役員、 当社の主要な子会社の取締役又は執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しております。

・2016年7月発行新株予約権: 9,384個
・2017年8月発行新株予約権: 7,353個
・2018年8月発行新株予約権: 7,736個
・2019年8月発行新株予約権: 27,076個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を交付した者の数					
	2019年	2019年度第2回				
	株式報酬型	新株予約権	株式報酬型新株予約権			
	使用人((注)2.)	子法人等の役員	子法人等の使用人			
新株予約権の割当日	2019年8月1日					
新株予約権の総数	16,464 個((注)3.)	90,082 個((注)4.)	16,380 個((注)5.)			
	(新株予約権1個につき1	(新株予約権1個につき	(新株予約権1個につき1			
	株)	1株)	株)			
新株予約権の目的となる	当社普通株式 16,464 株	当社普通株式 90,082 株	当社普通株式 16,380 株			
株式の種類及び数						
新株予約権の行使期間	2019年8月2日から2049年8月1日まで					
権利行使価額	1円					
(1株あたり)						
権利行使についての条件	((注)6.)		((注)8.)			
新株予約権等を交付した	8名	76名	74名			
者の数						

- (注) 1. 本表は割り当てを受けた者が各社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、 付与された新株予約権になります。
 - 2. 当社の使用人は、当社執行役員(当社の取締役兼務者を除く。)であります。
 - 3. 当社使用人が当社の主要な子会社の取締役又は執行役員の職務執行の対価として新株予約権を付与された場合、 それら新株予約権を含んでおります。
 - 4. 当社の執行役員であった当社の主要な子会社の執行役員が当社における職務執行の対価として付与された新株 予約権を含んでおります。
 - 5. 当社の主要な子会社における職務執行の対価として付与された新株予約権になります。
 - 6. 当社及び当社子会社である国内 5 保険会社((注)7.)の取締役、執行役員、及び監査役(常勤)のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、当社及び当社子会社である国内 5 保険会社の取締役、執行役員、及び監査役(常勤)のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。
 - 7. 三井住友海上火災保険株式会社、あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社
 - 8. 当社子会社である三井住友海上火災保険株式会社又はあいおい二ッセイ同和損害保険株式会社の雇用契約が終了した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、三井住友海上火災保険株式会社又はあいおい二ッセイ同和損害保険株式会社との雇用契約が終了した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。

業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システムに関する基本方針

上記体制の整備について、当社取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

また、当社は、2020年4月1日付で従来の内容を一部改定しております。以下は改定がなされた後のものであります。

< MS&ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針>

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)は、グループの事業を統括する持株会社として、経営理念(ミッション)の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めていく。

- 1. グループ経営管理体制(持株会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)
 - (1) 持株会社は、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき経営理念(ミッション)・経営 ビジョン・行動指針(バリュー)を定め、持株会社およびその子会社(会社法および保険業法上の 子会社をいう。本基本方針において以下「グループ会社」という。)の全役職員へ浸透させ、実践さ せるよう努める。持株会社は、経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)の趣 旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役会に報告する。
 - (2) 持株会社は、グループ全体の事業を統括し、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、持株会社が直接出資するグループ国内保険会社および関連事業会社(以下「直接出資会社」という。)に対し、株主総会決議事項について適切な意思表示を行うなど、適切に株主権を行使する。
 - (3) 持株会社は、直接出資会社との間で経営管理契約を締結し、グループ基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を定める。
 - (4) 持株会社は、経営管理契約に基づき、直接出資会社に対しグループ基本方針について遵守を求めるとともに、以下の①~④に記載する内容を含めた業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ①直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の持株会社への報告に関する体制 直接出資会社の重要事項について、持株会社の承認または持株会社への報告を求める。また、持 株会社は、直接出資会社の子会社の経営管理状況等について直接出資会社に報告を求めることが できる。
 - ②直接出資会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(下記2.)
 - ③直接出資会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(下記3.)
 - ④直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(下記4.)
 - (5) 直接出資会社の子会社(会社法および保険業法上の子会社)については、原則として、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行う。なお、海外の拠点・子会社については、体制整備の推進にあたり現地の法令や特性を考慮する。

- 2. 職務執行の効率性確保のための体制(持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)
 - (1) 持株会社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用するとともに社外取締役を選任し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を15 名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
 - (2) 持株会社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限 規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
 - (3) 持株会社は、グループの中期経営計画および年次計画を定め、持株会社およびグループ会社の全役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定し、適切な経営資源の配分を行う。また、グループ中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づける。
 - (4) 持株会社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、グループのITガバナンス基本方針を定め、ITガバナンス態勢を構築する。
 - (5) 持株会社は、事業活動における税務の重要性に鑑み、グループの税務に関する基本方針を定め、税務ガバナンス態勢を構築する。
 - (6) 持株会社の執行役員は、当社および直接出資会社の業務執行状況(業績概況を含む)を取締役会に 報告する。持株会社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源 の追加配分等の対応を行う。
 - (7) 持株会社は、グループ経営会議を定期的に開催する。グループ経営会議には、必要に応じて、グループ国内保険会社役員も出席した上で、グループ事業戦略およびグループ国内保険会社の経営上の重要事項について協議し、意思決定の方向性を定める。
- 3. グループの法令等遵守体制(持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制)
 - (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのコンプライアンス基本方針に従い、 全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理 観に基づいた事業活動を行う。
 - (2) 持株会社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を定めるとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ全体の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 持株会社は、グループ全体のコンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス 統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行うた め品質向上・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を 講じる。持株会社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役会に報告する。
 - (4) 持株会社は、持株会社およびグループ会社の役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の 報告ルールを法令等遵守規程に定める。報告・通報を受けた持株会社のコンプライアンス統括部門

- は、関係部門およびグループ会社と連携のうえ、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- (6) 持株会社は、グループの役員等の関連当事者との取引を行う場合には、グループおよび株主共同の 利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど適切に監視を行 う。
- (7) 持株会社およびグループ保険会社は、持株会社が定めるグループ内取引および業務提携等に関する 基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保する ための体制を整備する。
- (8) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの外部委託管理基本方針に従い、外部 委託管理のための体制を整備する。
- (10)持株会社およびグループ会社は、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、全役職員が社内および社外の窓口に直接通報できるスピークアップ制度(内部通報制度)を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、持株会社はグループのスピークアップ制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役会に報告する。
- (11)持株会社は、グループ会社やグループ会社の役職員に対して法令に違反する行為を助言、容認または指示しない。
- 4. 統合リスク管理体制(持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
 - (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針に従い、基本的 な考え方を共有するとともに、各社の事情に応じて会社別のリスク管理方針を定め、適切なリスク 管理を実行する。
 - (2) 持株会社は、グループに内在する各種リスクを把握し統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備する。また、リスク管理委員会を設置し、同委員会における協議結果(統合リスク管理(定量)確認結果を含む)に基づき、リスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
 - (3) 持株会社は、グループ全体のリスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに、グループ全体のリスクを統合して定量化し、グループ全体で必要な資本が確保されていることを確認する。 これらの状況についてリスク管理委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会に報告する。
 - (4) 持株会社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、持株会社が定める グループの危機管理マニュアルに従い、グループ全体の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、 危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 持株会社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任する。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの情報開示統制基本方針に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (3) 持株会社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則って、持株会社および連結子会社の経営成績ならびに財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (4) 持株会社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続規程を定め、情報開示統制の 有効性評価と実効性向上への対応を行うとともに、情報開示の適正性をリスク管理委員会で検証す る。
- (5) 持株会社は、リスク管理委員会において、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の持株会社および連結子会社における整備・運用状況の評価結果について検証を行う。
- (6) 持株会社は、持株会社および連結子会社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性に 関するリスク管理委員会による検証結果を取締役会に報告する。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの内部監査基本方針に従い、 グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、実効性があり、かつ効率的な内部監 査を実行する。
- (2) 持株会社およびグループ国内保険会社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置するとともに、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (3) 持株会社の内部監査部門は、持株会社およびグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。

7. 情報管理体制(取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制)

- (1) 持株会社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等(取締役会議事録および決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。)その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのお客さま情報管理基本方針に従い、個人情報(お客さま情報)の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の 確保に関する体制
 - ①持株会社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置く。
 - ②持株会社の取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監

査役会が定める監査役と協議のうえ行う。

(2) 監査役への報告に関する体制

- ①持株会社の取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為 の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に 報告しなければならない。
- ②持株会社の取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報の状況その他監査役に報告を行う事項について、監査役との協議により定める方法により、遅滞なく監査役に報告する。
- ③持株会社およびグループ会社の役職員は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為 またはこれらのおそれのある行為について、持株会社の監査役に直接内部通報することができる ものとする。
- ④持株会社およびグループ会社は、①~③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(3) その他

- ①持株会社は、監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
- ②持株会社の取締役会長、取締役副会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、 持株会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交 換を行う。
- ③持株会社の内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
- ④持株会社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を、取締役会に報告しております。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. グループ経営管理体制(持株会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

社員の日常の活動が経営理念の実現につながることを示す「価値創造ストーリー」の理解を促進することにより、経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)(以下「MVV」という。)の継続的な浸透を図っております。当社、保険会社5社および当社が直接出資する関連事業会社(三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の子会社、関連事業会社を含む)に加え、2019年度からは、グループの海外拠点についてもMVV等に関する社員意識調査を実施し、グループ各社の企業文化・風土の形成状況および実践状況について、取締役会に報告しています。

当社は、グループの基本方針を定め、直接出資会社と締結している経営管理契約等に基づいて、各社にグループ基本方針の遵守や重要事項の決定等に関し、持株会社の承認や持株会社への報告を求めています。海外子会社については、持株会社に、三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の海外拠点における経営管理態勢

整備状況の検証機能やコンプライアンス態勢整備の支援機能を集約し、管理態勢のモニタリング、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

2. 職務執行の効率性確保のための体制(持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

経営から独立した社外人財の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、 12名の取締役のうち3分の1を超える5名(女性2名)を社外取締役としています。社外取締役に対しては、 各担当者から取締役会付議資料の事前説明を実施しています。

グループ中期経営計画において事業ドメインごとに経営数値目標を設定し、リスク選好方針に基づく資本 配賦を事業会社に対して行うとともに、グループ経営会議において月次業績報告を行い、収支計画に対する進 捗状況を確認しています。

引き続き、ERMサイクルをベースに、健全性の確保と、リスク対比リターンの向上、および資本効率の向上を目指していきます。

3. グループの法令等遵守体制(持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制)

コンプライアンス意識の徹底および法令等遵守の取組みを通じた高い倫理観に基づいた事業活動を行うため、コンプライアンス研修の実施および不適正行為の早期発見・再発防止のための点検活動や各種施策の実施に取り組んでいます。当社は、グループのお客さま第一の業務運営の推進やコンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、品質向上・コンプライアンス委員会を設置しています。原則として四半期に一度開催し、グループ全体および各社の品質向上諸課題やコンプライアンス態勢等についてモニタリング・協議を行い、認識した諸課題への対策など論議結果を取締役会に報告しています。

当社は、グループのスピークアップ制度(内部通報制度)による社内・社外窓口ならびに監査役への通報制度を設け、持株会社およびグループ会社の役職員が通報できる体制としています。また、通報者保護(不利益な取扱い禁止等)、秘密保持の強化等を目的として、2019年4月に、スピークアップ制度運用規程を改定するとともに、スピークアップ制度に関する事項を所管する専管組織を新設し制度運営を強化しました。スピークアップ制度の運営状況については年1回取締役会に報告しています。

4. 統合リスク管理体制(持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、各種リスクを統合したリスク管理を行うため、リスク管理委員会およびリスク管理部等の統合リスク管理部門を設置し、「自己資本および統合リスク管理規程」を策定するなど組織・体制を整備しています。 当社の取締役会は、リスク管理担当役員から統合リスク管理定量確認結果、グループ重要リスク管理取組計画の状況およびグループ重要リスクにかかるモニタリング指標の状況等のリスク管理委員会での協議結果に関する報告を定期的に受け、グループのリスクの状況およびリスク管理の取組状況を確認しています。

グループ重要リスクに関しては、「グループ重要リスク、グループ主要リスク、およびグループエマージングリスクの管理運営に関する基準」に基づき、グループ重要リスク管理取組計画の進捗状況、取組の有効性およびモニタリング指標の状況を半期ごとに確認し、リスク管理委員会等の協議・調整結果を踏まえて、リスク管理担当役員が取締役会に報告しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

リスク管理委員会では、定例開示および適時開示について、開示情報の適正性の確認に関する報告および 意見交換を行っています。また、有価証券報告書および四半期報告書作成時、リスク管理委員会において、基 礎情報提供部、開示書類作成部および直接出資する連結対象子会社からの内部確認書に基づき、各部および各 社の情報開示統制の状況を検証し、情報開示統制に重大な不備がない旨を四半期ごとに取締役会に報告してい ます。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社およびグループ国内保険会社は、リスクベースの内部監査計画を策定し、グループすべての業務活動を対象として、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実施しています。持株会社は、グループ国内保険会社の内部監査態勢および内部管理態勢について、モニタリング等を通じて検証し、改善を促進する体制を整備しています。また、各社の状況を、年1回取締役会に報告しています。

7. 情報管理体制(取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制)

株主総会、取締役会、グループ経営会議等に関する議事録、取締役会資料等について、適切に管理されていることを確認しています。

- 8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項 監査役室に、専任の職員を3名配置し、監査役会の同意を得たうえで、人事異動を行っています。
 - (2) 監査役への報告に関する体制

取締役および執行役員が監査役への報告義務の重要性を認識して職務を執行しています。また、当社およびグループ会社の役職員が、当社の監査役に直接内部通報できる形でスピークアップ制度(内部通報制度)を運用するとともに、グループのスピークアップ制度における通報状況は監査役会へ定期的に報告されていることを確認しています。

(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役が、取締役会のほか、グループ経営会議、課題別委員会等の重要な会議に出席しています。 また、取締役会長・取締役社長は年2回、その他の代表取締役は年1回監査役との意見交換会を実施しています。

特定完全子会社に関する事項

(単位:百万円)

		当事業年度末日における
特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	特定完全子会社の
		株式の帳簿価額
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	648,528
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	512,283

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,656,210百万円であります。

2019年4月 1日から 2019年度 () 連結株主資本等変動計算書 2020年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	100,000	553,168	962,385	△ 32,539	1,583,013
会計方針の変更による累積的影響額			△ 942		△ 942
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	553,168	961,442	△ 32,539	1,582,070
当期変動額					
剰余金の配当			△ 83,951		△ 83,951
親会社株主に帰属する当期純利益			143,030		143,030
自己株式の取得				△ 52,019	△ 52,019
自己株式の処分		△ 5		127	121
その他			△ 1,052		△ 1,052
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	△ 5	58,026	△ 51,892	6,128
当期末残高	100,000	553,163	1,019,468	△ 84,432	1,588,199

	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算調整勘定	退職給付に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
当期首残高	1,273,881	25,168	△ 135,992	4,448	1,167,505	785	26,743	2,778,047
会計方針の変更による累積的影響額					-			△ 942
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,273,881	25,168	△ 135,992	4,448	1,167,505	785	26,743	2,777,104
当期変動額								
剰余金の配当								△ 83,951
親会社株主に帰属する当期純利益								143,030
自己株式の取得								△ 52,019
自己株式の処分								121
その他								△ 1,052
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 291,838	5,747	△ 4,113	△ 13,829	△ 304,034	421	14,418	△ 289,194
当期変動額合計	△ 291,838	5,747	△ 4,113	△ 13,829	△ 304,034	421	14,418	△ 283,065
当期末残高	982,042	30,916	△ 140,106	△ 9,381	863,470	1,206	41,161	2,494,038

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

当社の連結計算書類は会社計算規則及び同規則第 118 条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成しております。なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 87 社

主な会社名 三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.

MS Amlin Corporate Member Limited

MS Amlin Underwriting Limited

MS Amlin AG

MS Amlin Insurance SE

MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.

連結の範囲の変更

PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk 他 2 社は株式の取得等により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

a u 損害保険株式会社は株式の売却により持分法適用の関連会社となったため、RaetsAsia P&I Services Pte Ltd 他4社は清算が結了したこと等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主な会社名 株式会社安心ダイヤル

MS&ADシステムズ株式会社

非連結子会社とした会社等は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社等であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 13社

主な会社名 三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

ReAssure Group Plc

持分法の適用の範囲の変更

ReAssure Group Plc 及び Challenger Limited は株式の取得等により関連会社となったため、a u 損害保険株式会社は株式の売却により子会社から関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

ReAssure Jersey One Limited 他1社は株式の売却により関連会社でなくなったため、PT. Asuransi Jiwa

Sinarmas MSIG Tbk は株式の取得により関連会社から子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の 範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(株式会社安心ダイヤル、株式会社全管協SSIホールディングス他)については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (3) 連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を通じて日本地 震再保険株式会社の議決権の 29.9%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定 に対し重要な影響を与えることができないと判断されるため、関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社 80 社の事業年度の末日は 12 月 31 日でありますが、連結会計年度の末日との差異が 3 ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結会計年度の末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券(保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む。)の評価基準及び評価方法
 - ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。ただし、一部の在外連結子会社の売却原価の算定は先入先出法に基づいております。
 - ② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。
 - ③ 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - ④ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成12年11月16日)に基づく責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託において信託財産として運用されている債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。

なお、責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

連結子会社である三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、一定の要件を満たす「個人保険」に保険種類や資産運用方針等により小区分を設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

連結子会社である三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に 管理するために、一定の要件を満たす「個人保険・個人年金保険」を通貨別に小区分として設定し、各小区分 の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準 備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

⑤ その他有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建 債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為 替差損益として処理する方法を採用しております。

また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- ⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく 原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

また、運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において 信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、 その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。

在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、役員及び執行役員の退職慰労金(年金を含む。)の支出に備えるため、当該退職慰労金の制度を廃止した 2005 年 3 月

末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

④ 関係会社株式売却損失引当金

関係会社株式の売買契約締結に伴い、売却対価として受け取る上場株式の時価変動により将来発生する可能性のある損失に備えるため、当連結会計年度末における売却対価の見込額と帳簿価額の差額を計上しております。

⑤ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、 給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年~11 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、 収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配 株主持分に含めております。

(7) 消費税等の会計処理

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結 子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

一部の国内保険連結子会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については時価ヘッジを適用しております。外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。三井住友海上火災保険株式会社が発行する外貨建社債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については、振当処理を適用しております。

貸付金、債券及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。

外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利通貨スワップ取引については、金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすもの及び金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、15~20 年間で均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一 括償却しております。

6. 会計方針の変更

当連結会計年度から、国際財務報告基準 (IFRS) を適用している在外連結子会社において、IFRS 第 16 号「リース」を適用しております。これにより、借手のリース取引は、原則として全てのリースについて使用権資産及びリース負債をリース開始日に認識する会計処理に変更されます。

IFRS 第 16 号の適用については、IFRS 第 16 号の経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首において、 累積的影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度の期首の有形固定資産のうち、リース資産が23,875百万円増加、その他有形固定資産が653百万円減少、無形固定資産のうち、リース資産が7百万円増加、その他負債が24,172百万円増加するとともに、利益剰余金が942百万円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額は399,393百万円、圧縮記帳額は13,610百万円であります。
- 2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有 価 証 券 (株 式) 30,138 百万円

有 価 証 券 (外 国 証 券) 293,110 百万円

有価証券 (その他の証券) 17,212百万円

- 3. 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は43百万円、延滞債権額は177百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ること を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は299百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金 で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 1,165 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権 及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,685 百万円であります。
- 4. 担保に供している資産は有価証券846,152百万円、現金及び預貯金3,638百万円及び金銭の信託2,241百万円であります。これは、その他負債に計上した売現先勘定412,965百万円に係る担保のほか、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。
- 5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが 573,550 百万円含まれております。
- 6. 消費貸借契約等により受け入れている資産のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは有価証券 144,617 百万円であり、全て自己保有しております。
- 7. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額はともに2,024,281百万円であります。

- 8. 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は112,259百万円であり、 実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。
- 9. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は 12,655 百万円であります。
- 10. 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用収益の安定性、保有資産の安全性及び十分な流動性を確保することに留意し、財務の健全性を維持し、適切なリスク管理のもとで時価純資産の持続的な拡大を目指しております。これを達成するために、ALM(資産・負債の総合管理)等により、適切な管理を行っております。また、経営判断に基づき、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しており、グループ及び各社のリスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

また、当社グループの流入資金は、保険営業収支と資産運用収支を源泉としており、自然災害や金融市場動 向等の外部環境変化によって大きな影響を受けます。様々な環境下における資金効率の向上や財務基盤の強化 を図るため、必要に応じて社債や短期社債の発行等により資金調達を行います。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金等があります。これらは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスク等を有しております。

当社グループでは、金利、株価、為替の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、金利オプション取引、債券先物取引、株価指数オプション取引、株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び金利通貨スワップ取引等を利用しております。また、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的で、上記デリバティブ取引のほか、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引及び自然災害デリバティブ取引等を利用しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」を参照下さい。

デリバティブ取引は、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)や、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク(信用リスク)及び市場流動性リスク等を有しております。当社グループが利用しているデリバティブ取引も同様に、これらのリスクを有しております。ただし、ヘッジ目的のものは、現物資産と逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、デリバティブ取引先の大半は、信用度の高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させるとともに、CSA契約に基づく担保を取得しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。主な国内保険連結子会社では、日常における管理の中で、取引執行部門と事務・リスク管理部門を分離し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のVaR(バリュー・アット・リスク)計測、リスクリミット管理等を行うことによりリスク

を把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

イ. 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、上記 VaR計測によるリスク量のモニタリングのほか、VaR計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・株価・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。

口. 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。主な国内保険連結子会社では、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関して、執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社では、貸付金について、執行部門及びリスク管理部門において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、社内格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理体制を整備しております。

ハ. 流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません((注) 2.参照)。

	連結貸借対照表	時価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
① 現金及び預貯金	1,846,225	1,846,892	666
② 買現先勘定	407,722	407,722	-
③ 買入金銭債権	160,091	160,091	-
④ 金銭の信託	1,666,494	1,666,494	-
⑤ 有価証券			
売買目的有価証券	2,889,688	2,889,688	-
満期保有目的の債券	1,099,432	1,315,739	216,307
責任準備金対応債券	2,402,920	2,613,059	210,138
関連会社株式	51,732	29,796	△ 21,935
その他有価証券	8,560,362	8,560,362	-
⑥ 貸付金	892,335		
貸倒引当金(*1)	△104		
	892,231	923,010	30,778
資産計	19,976,903	20,412,858	435,954
社債	809,093	802,081	△7,011
負債計	809,093	802,081	△7,011
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26,945	26,945	-
ヘッジ会計が適用されているもの	4,592	4,592	-
デリバティブ取引計	31,538	31,538	-

- (*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ 取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金

預貯金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される金利で割り引いた現在価値を算定しております。ただし、満期の定めのない預貯金及び満期の定めのある短期の預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

② 買現先勘定

買現先勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③ 買入金銭債権

コマーシャルペーパーについては、取引金融機関から提示された価格によっております。また一部、時 価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。コマーシャルペーパー以外の買入 金銭債権は取引金融機関から提示された価格等によっております。

④ 金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

⑤ 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが提供する価格、また一部、取引金融機関から提示された価格等によっております。

⑥ 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの 現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決 算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価 としております。

負 債

社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格に基づいて 算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、先物為替相場、主たる取引所における最終の価格、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、 「⑤ 有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場の子会社株式及び関連会社株式等	288,728
その他の非上場株式	90,625
非上場投資信託	72,750
組合出資金等	38,338
合計	490,442

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて 困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- 11. 賃貸等不動産に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度末の時価(百万円)		
74,981	138,674		

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。
- 12. 企業結合に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 共通支配下の取引等(第三分野長期契約の移行)

当社、当社の連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」という。)、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下、「あいおいニッセイ同和損保」という。)及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下、「三井住友海上あいおい生命」という。)が、2013年9月27日に締結した「機能別再編に関する合意書」に基づき、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保が保有する第三分野長期契約を三井住友海上あいおい生命に移行するため、2018年6月28日付で三井住友海上と三井住友海上あいおい生命間及びあいおいニッセイ同和損保と三井住友海上あいおい生命間で「吸収分割契約書」を締結し、2019年4月1日付で簡易吸収分割を実施いたしました。

① 取引の概要

- イ.対象となった事業の名称及び当該事業の内容 三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保が保有する第三分野長期契約に関する事業
- □. 企業結合日2019年4月1日
- 八. 企業結合の法的形式

三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保を分割会社とし、三井住友海上あいおい生命を承継会社とす

る簡易吸収分割

二. 結合後企業の名称

三井住友海上あいおい生命

ホ. その他取引の概要に関する事項

三井住友海上あいおい生命に商品供給機能を一元化することにより、お客さま対応レベルをより向上させるとともに経営資源の集中によって効率的なオペレーションを実現させ、グループ全体での総合力を発揮し、お客さま満足度・成長力・収益力を向上させることを目的としております。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 31 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び 事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年 1 月 16 日)に基づき、共 通支配下の取引として処理しております。

(2) 取得による企業結合

当社の連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」という。)は、持分法適用関連会社である PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk(以下、「シナールマス社」という。)の株式を追加取得し、シナールマス社を連結子会社といたしました。

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk

事業の内容 生命保険事業

口. 企業結合を行った主な理由

インドネシア生命保険市場は、今後、さらなる成長が見込まれるため、シナールマス社を戦略上の重要拠点と位置付け、戦略的パートナー株主であるシナールマス・グループと協力して事業の拡大を図ることを目的としております。

八. 企業結合日

2019年7月8日(みなし取得日 2019年7月1日)

二. 企業結合の法的形式

株式の取得

ホ. 結合後企業の名称

PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk

へ. 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 50%

企業結合日に追加取得した議決権比率 30%

取得後の議決権比率 80%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式を追加取得した結果、三井住友海上が被取得企業を実質的に支配することとなったためであります。

② 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の事業年度の末日は12月31日でありますが、連結会計年度の末日との差異が3ヵ月を超えてい

ないため、連結計算書類の作成にあたっては当該被取得企業の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、2019年1月1日から2019年6月30日までの業績は持分法による投資利益として計上しております。

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価6.3 兆ルピア追加取得した普通株式の対価現金3.8 兆ルピア取得原価10.1 兆ルピア

- ④ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額 段階取得に係る差益 6,587 百万円
- ⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - イ. 発生したのれんの金額3.2 兆ルピア
 - 口. 発生原因

株式取得契約に基づく投資額が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったことによります。

八. 償却方法及び償却期間

15年間の均等償却

⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位: 兆ルピア) 資産合計 17.3 (うち、有価証券 11.8) (無形固定資産 2.1) 負債合計 8.7 (うち、保険契約準備金 7.2)

(3) 共通支配下の取引等 (海外事業再編)

当社の連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」という。)は、海外事業の組織再編(以下、「海外事業再編」という。)を行い、2020年1月1日付で地域持株会社体制の廃止等により現地法人を直接管理する体制へと変更いたしました。

① 海外事業再編の概要

三井住友海上は、地域持株会社が保有する海外子会社の株式を現物配当で取得する方法等により、海外子会社 15 社を直接出資会社といたします。うち9社については当連結会計年度において株式の取得が完了し、それ以外の6社については関係当局の認可等を前提として翌連結会計年度以降に株式を取得する予定であります。

取得が完了した主な子会社は以下のとおりであります。

結合当事企業の名称	事業の内容	企業結合日
MS Amlin Corporate Member Limited	損害保険事業	2020年1月1日
MS Amlin AG	損害保険事業	2020年1月1日
MS Amlin Insurance SE	損害保険事業	2020年1月1日
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	損害保険事業	2020年2月28日

② 海外事業再編の目的

海外事業を取り巻く環境変化と課題を踏まえ、中期経営計画「Vision2021」に掲げる海外事業の成長基盤構築とガバナンス強化を実現する観点から、グループ各社が有するスキルやネットワークを地域横断で一層活用し、また意思決定のスピードを高めて迅速な事業運営を行う体制を構築することであります。

③ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 31 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

- 13. 1株当たりの純資産額は4,308 円 37 銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額は新株予約権1,206 百万円及び非支配株主持分41,161 百万円であり、普通株式の期末株式数は569,047 千株であります。
- 14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書関係)

- 1. その他保険引受費用には、外貨建再保険取引に関する為替リスクの軽減を目的としたデリバティブ取引に係る金融派生商品費用 56 百万円を含んでおります。
- 2. その他運用費用には、為替差損 320,697 百万円を含んでおります。
- 3. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代 理 店 手 数 料 等 699,841 百万円

給 与 306,163 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計 であります。

- 4. 持分法による投資損失には、「持分法会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第9号) 第9項及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号) 第32項の規定による Challenger Limited に係るのれんの償却額36,629百万円が含まれております。
- 5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

	17 47	10 -5 65	洞	i 損 損 失 (百万円)	
用途	種類	場 所 等		内 訳	
賃貸不動産	建物	茨城県内に保有する 賃貸用ビルなど2物 件	0	建物	0
遊休不動産及び 売却予定不動産等	土地及び建物	香川県内に保有する 事務所ビルなど16物 件	598	土 地 建 物	66 531
その他	ソフトウェア	在外連結子会社が保 有する保険事業に係 るソフトウェア	1,059	ソフトウェア	1,059
_	のれん、その他の無形固定資産等	MS Amlin plcが傘下 の事業会社を通じて 行うロイズ事業	159,233	建 物 リース資産 その他の有形固定資産 ソフトウェアのより のれん その他の無形固定資産	1,249 2,273 2,593 8,096 75,320 69,699
_	のれん、その他の無形固定資産等	MS Amlin plcが傘下 の事業会社を通じて 行う欧州元受保険事 業	12,720	その他の有形固定資産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん その他の無形固定資産	136 862 2,202 9,517

保険事業等の用に供している不動産等については各社ごとにグルーピングし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしております。

賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については、売却予定となったこと及び取壊しが決定したこと 等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、売却予定となった資産等の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値としております。正味売却価額は

不動産鑑定士による鑑定評価額又は路線価による相続税評価額を基に算出しております。また、使用価値は零として評価しております。

在外連結子会社が保有する保険事業に係るソフトウェアについては、開発計画の見直し等に伴い将来の費用削減効果が確実であると認められなくなった部分を減損損失として処理しております。

また、MS Amlin plc が傘下の事業会社を通じて行う損害保険事業については全体で1つの資産グループとしておりましたが、三井住友海上火災保険株式会社において、地域持株会社体制を廃止し同社が直接海外事業の経営管理を行う事業体制への変更が決定されたことに伴い、MS Amlin plc 傘下のロイズ事業、欧州元受保険事業及び再保険事業をそれぞれ独立した資産グループとする方法に変更いたしました。ロイズ事業及び欧州元受保険事業については取得時の想定より収益性が低下していることから、のれん及びその他の無形固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は建物及びリース資産については正味売却価額とし、その他については零としております。正味売却価額は鑑定評価額等を基に算出しております。

なお、MS Amlin plc は、2019 年 12 月 3 日付で商号を MS Amlin Limited に変更しております。

- 6. その他特別利益は、機能別再編関連費用引当金戻入額であります。
- 7. その他特別損失は、海外事業再編に関連する費用であります。
- 8. 三井住友海上火災保険株式会社は、MS Amlin plc (現 MS Amlin Limited) 及び MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd. が保有する子会社株式を現物配当等により取得した上で、MS Amlin plc 株式を処分することを決定し、一部が実行されました。

この結果、課税所得が減少したこと及び子会社への投資に係る将来減算一時差異に対して繰延税金資産を認識 したこと等により、法人税等合計が 166,737 百万円減少しております。

- 9. 1株当たりの当期純利益金額は 248 円 36 銭、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額は 248 円 22 銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益金額は 143,030 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は 575,887 千株、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に用いた普通株式増加数は 313 千株であります。
- 10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期首 当連結会計年度		当連結会計年度末
	株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	593,291	1	_	593,291
合計	593,291	1	_	593,291
自己株式				
普通株式	9,580	14,701	37	24,244
合計	9,580	14,701	37	24,244

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 14,701 千株は、市場買付による増加 14,688 千株、単元未満株式 の買取りによる増加 13 千株であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 37 千株は、新株予約権の権利行使による減少 36 千株、単元未満株式の売渡しによる減少 0 千株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,206
合計		1,206

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	40,859	70	2019年3月31日	2019年6月25日
2019年11月19日取締役会	普通株式	43,092	75	2019年9月30日	2019年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	42,678	利益剰余金	75	2020年3月31日	2020年6月26日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2019年4月 1日から2019年度(2020年3月31日まで

(単位:百万円)

		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本	その他 資 本	資 本 剰余金	その他 利 益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		準備金	剰余金	合計	繰 越 利 益 剰余金	合計			
当期首残高	100,000	729,255	349,757	1,079,012	225,334	225,334	△32,539	1,371,807	
当期変動額									
剰余金の配当					△83,951	△83,951		△83,951	
当期純利益					33,244	33,244		33,244	
自己株式の取得							△52,019	△52,019	
自己株式の処分			△5	△5			127	121	
株主資本以外の項目の									
当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△5	△5	△50,707	△50,707	△51,892	△102,605	
当期末残高	100,000	729,255	349,751	1,079,007	174,626	174,626	△84,432	1,269,202	

	評	価・換算差額			
	その他有価証券評価差額金	繰延へツジ 損 益	評価・換算 差 額 等 合 計	新株予約権	純資産 合 計
当期首残高	△30,759	-	△30,759	785	1,341,832
当期変動額					
剰余金の配当					△83,951
当期純利益					33,244
自己株式の取得					△52,019
自己株式の処分					121
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)	30,741	△19	30,721	421	31,143
当期変動額合計	30,741	△19	30,721	421	△71,461
当期末残高	△18	△19	△37	1,206	1,270,371

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (2) その他有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く。)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- (4) デリバティブの評価は、時価法によっております。
- 2. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7~38年

器具及び備品 2~15年

3. 無形固定資産の減価償却の方法

自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
- (2) 関係会社株式売却損失引当金は、関係会社株式の売買契約締結に伴い、売却対価として受け取る上場株式の時価変動により将来発生する可能性のある損失に備えるため、当事業年度末における売却対価の見込額と帳簿価額の差額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引については、繰延ヘッジ又は振 当処理を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなため、 ヘッジ有効性の判定は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 479 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,688 百万円 短期金銭債務 912 百万円 長期金銭債務 211,000 百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益130,128 百万円営業費用1,081 百万円営業取引以外の取引による取引高2,270 百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 24,244,439 株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、関係会社株式及び関係会社株式売却損失引当金であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、貸借対照表に繰延税金資産は計上されておりません。

<関連当事者との取引に関する注記>

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引金額 (百万円)	科目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	三井住友海上 あいおい生命 保険株式会社	所有 直接 100.0%	経営管理等	社債の発行 (注)	51,000	社債	206,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 社債の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額 2,230円 33銭

1株当たり当期純利益 57円 72銭

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。